

きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業 Q & A

園芸畜産課

1 事業全般

(1) 事業実施主体が市町村となる場合に取組主体と想定する生産者とは。

- A. 主には系統外の実産者を想定している。またJA、市場、直売所等複数個所に出荷している場合は実施基準1(2)に基づき、いずれかの事業実施主体に取組内容をまとめて、申請すること。

(2) 実施要領第4の3は誰を想定しているか。

- A. 事業実施主体は原則、実施要領第4の1、2とするが、第1の趣旨を達成するために適当と認められ、市町村又は農業協同組合が事務局を務める団体で、所属する市町村又は農業協同組合の取組内容及び品目を1つにまとめることができる場合はその限りではない。

(例) ○○農業協同組合えのき部会を事業主体とする場合、同農業協同組合の全て(えのき、ぶなしめじ、エリンギ等)の申請内容をえのき部会で一括取りまとめるなど。

(3) 生産施設が市町村やJAの管轄地域を超える場合どのように申請すればよいか。

- A. 生産施設が市町村やJAの管轄地域を超える場合は、実施基準1(2)アのとおり、個人の場合は居住地住所、団体・法人・民間事業者等の場合は登記の住所の事業実施主体に申請する。

2 計画書の作成について(きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業実施要領)

(1) 支援単価はいつ頃決定されるのか。

- A. 要望調査内容を取りまとめた上、実施計画書提出前に決定される。
※ただし上限を3.0円/kgとする。

(2) 様式2、3の「事業完了(予定)年月日」は何をもって事業完了となるのか。

- A. 生産者への支払いをもって事業完了となる。

(3) 対象期間の出荷数量等が確認できる書類とは何を指すのか。

- A. 出荷伝票や生産証等、きのこの出荷数量が確認できるものとする。

3 実績報告の作成について(きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業実施要領)

(1) 実績で出荷数量の増減があった場合、補てん額はどうなるのか。

- A. 交付決定額に対し、事業実施主体の事業費の20%を超える変更は、交付要綱第3に基づき、変更承認申請をしたうえで実績報告を行うこと。20%を超えない変更は実績報告時に変更交付決定を行うこと。